

# 令和5年瑞穂町農業委員会1月総会

令和5年1月23日、令和5年瑞穂町農業委員会1月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

## 農業委員会委員

1番 村山正信      2番 山田明弘      3番 青木一幸      4番 榎本雄一  
5番 坂田敬一      6番 長谷部冬樹      7番 清水正久      8番 榎本和夫  
9番 榎本勝昭      10番 臼井順央      11番 栗原始      12番 上野勝

## 農地利用最適化推進委員

池田幸司                  関谷博明                  西村一彦  
【欠席】

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長      長谷部 康行      農政係長      田中 悠也  
(事務局長)                                  (書記)  
農政係      飯野 都佳紗

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により設定した農用地利用集積計画の解約の届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) 出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 5 年瑞穂町農業委員会 1 月総会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、9 番委員の榎本 勝昭さんと 10 番委員の臼井 順央さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。議案第 1 号、番号 1 について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、番号 2 から番号 9 まで設定を受ける方が同一であり関連があるため、一括審議にしたいと思っております。よろしいでしょうか。

「異議なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) では、一括審議として議案第 1 号番号 2 から番号 9 を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設

定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。番号5、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。番号6、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。番号7、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。番号8、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。番号9、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

農地利用最適化推進委員 (池田 幸司 君) 番号7の利用権の設定を受ける法人の代表者と設定する方が同一ですが、権利を設定する理由は何ですか。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 設定を受ける法人と設定する個人は別の人格であり、申請者は法人として農地を管理し、認定農業者になりたい意向があります。

1番委員 (村山 正信 君) 番号6のみ権利の設定の期間が異なりますがなぜでしょうか。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 利用権設定は設定を受ける方と設定する方の意向を合わせて計画を作成するのですが、番号6については設定する方の意向で〇年毎の更新を行うこととなっています。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑はありますか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第1号番号2から番号9について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。  
続きまして、議案第2号番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第2号番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第2号番号1について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第3号番号1農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第3号、番号1農地法第3条の規定による許可申請について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第3号番号1を申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君)報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用目的駐車場。以上です。

議長 (上野 勝 君)以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いいたします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君)質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君)報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由工場用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由工業用地。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君)以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いいたします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君)質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。続きまして、報告第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により設定した農用地利用集積計画の解約の届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君)報告第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により設定した農用地利用集積計画の解約の届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受けた者〇〇、利用権を設定した者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、賃借料〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君)以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いいたします。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君)質疑がないようですので、報告第3号を終了いたします。  
以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。  
これにて、令和5年瑞穂町農業委員会1月総会を閉会といたします。

閉 会          午後 1時55分